

第 3 非常配備及び第 2 非常配備の基準

区分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
第 3 非常配備	<p>【指令の時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町域で大規模な災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模な災害が発生したとき。 2 境川泉田観測所又は逢妻川一ツ木逢妻川川水位が、「氾濫危険水位」に到達したときで、町域に相当な被害が予想されるとき。 3 町内河川が氾濫等するおそれがあるとき、又は氾濫したときで、相当な被害が予想されるとき。 4 町又は町の周辺地域において震度 5 強以上の地震が発生したとき。 5 特別警報が発表されたとき。 <p>【解除の時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であるとき。 2 第 2 非常配備でも災害応急対策が推進できるとき。 	職員全員 (災害対策本部設置)

区分	指令又は解除の時期	非常配備すべき人員 (災害対策本部設置)
第2非常配備	<p>【指令の時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報又は暴風雪警報が発表され、相当規模の災害の発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したとき。 2 町又は町の周辺地域において震度5弱の地震が発生したとき。 3 「伊勢・三河湾」に津波警報若しくは大津波警報が発表されたときで、本町に相当規模の被害が予想される時。 4 災害により、住民を避難させる必要が生じたとき、及び自主避難者の存在を確認したとき。 5 その他の相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。 6 境川又は逢妻川で、「氾濫注意情報」が発表されたとき。 7 町内河川の水位表示板で、堤防高から－0.60m（須賀川にあつては、－0.72m）を越えたとき。 <p>【解除の時期】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。 2 災害応急対策がおおむね完了したとき。 	<p>あらかじめ町長の指名する職員（第1非常配備員を含む。）及び発生のおそれのある災害に応じて町長の指名する課等の職員</p>